朝倉市議会基本条例検証結果

評価基準… Ａ：十分にできている（達成度8割以上）　Ｂ：概ねできている（達成度7割程度）
Ｃ：不十分である（達成度5割未満）　対象外：評価対象外（目的、基本理念など）

条文		内容	取り組み状況、実績、課題等	評価、今後の対策等	評　価	改正の必要性
前文		朝倉市をはじめ地方公共団体は、自らの判断と責任において地域の実情に沿った行政運営を行うことが求められ、議会の役割も一層重要なものとなっている。 二元代表制の一翼を担う議会は、行政の事務執行を監視する機能並びに市民の意見を市政に反映させるための政策の立案及び提言機能を十分に発揮し、地方公共団体の議事機関としての責任を果たさなくてはならない。 そのため、議会は、市民に対して積極的に情報の公開、発信等を行うとともに、議会報告会や議会懇談会等を通じて市政への市民参加を推進し、公正・透明で、市民に分かりやすい、開かれた議会の実現に向けてこれまで以上に取り組んでいく必要がある。 朝倉市議会は、これまで様々な改革に取り組んできたが、今後も議員一人ひとりが資質の向上に努めるとともに、議会自らが不断の改革を続けることで、市民から信頼され、市民の負託に応える議会となることを決意し、この条例を制定する。	―	二元代表制の下、議会の果たすべき役割や責任を認識し、市民福祉の向上のため、全力で取り組んでいく決意を示し、議会における最高規範として条例制定したことを明記したものであり、現時点では見直すべきところはないことから、検証対象外とした。	対象外	無
第1条		（目的） この条例は、二元代表制の下、議会及び議員の責務及び役割を明確にし、新しい地方自治の時代にふさわしい、市民に身近な議会としての運営及び活動の基本事項を定めることにより、朝倉市の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とする。	―	条例制定の目的を明記したものであり、現時点では見直すべきところはないことから、検証対象外とした。	対象外	無
第2条		（議会の活動原則） 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。	―	―	対象外	無
	①	公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。	会議の傍聴、議会だよりやホームページによる議会中継等を活用し、開かれた議会をめざしている。	聴覚障がい者等への配慮の検討	A	
	②	議決責任を深く認識し、市民に対し説明責任を果たすこと。	議会だよりやホームページによる議会中継等を活用することにより、説明責任を果たしている。	―	A	
	③	市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるため、調査活動、政策立案及び政策提言を積極的に行うこと。	市民の多様な意見を把握し、一般質問等で政策提言を行っているが、積極的な委員会等での調査活動や政策提言が望まれる。	委員会や有志における所管事務調査、政策研究会等も積極的に活用し、政策立案及び提言に繋げていく。	B	
	④	市民に分かりやすい議会運営を行うこと。	議会だよりやホームページ等を活用して、早めの情報提供を行っている。	―	A	
		（議員の活動原則） 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。	本条に係る取り組み状況は、第4条以降において個別に記載	議会・議員は、市民主権による活動を積極的に行うものとし、その責務を果たすために必要な原則を定めたものであり、現時点で見直すべきところはない。 なお、評価については、第4条以降の個別項目ごとに行うこととした。	対象外	無

条文		内容	取り組み状況、実績、課題等	評価、今後の対策等	評　価	改正の必要性
第3条	①	特定の地域、団体又は個人のためではなく、市民全体の福祉の向上を目指すこと。			対象外	
	②	市民の多様な意見を的確に把握するよう努めること。			対象外	
	③	日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めること。			対象外	
	④	議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を積極的に行うこと。			対象外	
第4条		（市民参加及び市民との連携） 議会は、その有する情報を積極的に市民に公開し、説明責任を十分果たさなければならない。	本会議、常任委員会、決算審査特別委員会、予算審査特別委員会、全員協議会（執行部）においては公開している。 本会議、常任委員会、特別委員会の内容については、議会だよりで情報を発信している。 本会議及び予算・決算審査特別委員会についてはインターネットでライブ・録画中継している。 参考人制度の活用は、令和3年度：1回、令和4年度：1回	市民への情報公開の機会を増やすため、常任委員会のライブ中継の可否についての検討が必要。 参考人及び公聴会制度については、今後も引き続き必要に応じて積極的に活用する。	A	無
	2	議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）に基づく参考人制度及び公聴会制度を十分活用して、専門的意見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。			A	
第5条		（議会報告会） 議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する場として議会報告会を毎年1回以上開催するものとする。	平成24年度～令和4年度の11年間のうち、豪雨災害や新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった年を除き7回開催している。令和6年度には、より多くの参加促進のため、土曜日の昼夜2回開催を計画している。	開催回数や小規模会場での開催等、より参加者を増やすための開催方法の工夫を検討する。 行政視察で学んだ取り組みを参考に、イベント会場等で議会のブースを設けるなど積極的に意見を徴収できる方法を検討する。	A	無
第6条		（議会懇談会） 議会は、政策提言に反映させるため、市民と多様な意見交換を行う議会懇談会を設けるものとする。	令和4年度：1回（1団体） 令和5年度：4回（3団体）	各団体からの懇談会の申し入れを積極的に受け入れて対応している。 今後も受け入れを継続し、丁寧に対応するとともに、市民の意見を議会運営や市政に反映できるよう取り組む。	A	無
第7条		（議案に対する賛否の公表） 議会は、議案に対する議員の賛否の結果を市民に公表するよう努めるものとする。	賛成、反対討論の内容も含め、議員の賛否の結果は議会だよりにて公表している。	―	A	無
第8条		（議会及び議員と市長等との関係） 議会審議における議員と市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）は、常に緊張関係を保持し、活発な会議を目指さなければならない。	―	―	対象外	無
	2	議会の一般質問は、市民に論点及び争点を明らかにするため、一問一答方式で行うものとする。	本会議、委員会においても一問一答方式は徹底されている。	今後も引き続き継続していく。	A	
	3	市長等は、議員から質問を受けたときは、議長の許可を得て、論点及び争点を明確にするために当該議員に対し、反問することができる。	現時点で反問権行使の実績がない。	論点を整理し、議論の質を高めるため、反問権については質問の要旨、内容の確認も可能であることを執行部へ情報提供することも検討する。	B	

条文		内容	取り組み状況、実績、課題等	評価、今後の対策等	評　価	改正の必要性
	4	議会は、議会の直接的政策形成、市長等の政策形成への提言及び議事機関としての審議能力の向上のため、市長等に対し、資料の提出、情報の提供及び研修協力を求めることができる。	必要に応じて、詳細な説明資料の提供及び執行部からの内容説明等の協力を求めている。	議会の審査能力向上等のため、今後もより詳細な情報提供等の協力を求めていく。	A	
第9条		（議会審議における論点情報の形成） 議会は、提案される重要な政策、計画等について、議会審議における論点及び争点を明確にするため、次に掲げる事項の説明を市長に求めることができる。	全員協議会の中で、執行部案件として説明がなされている。 （正副議長レク → 委員会協議会 → 全員協議会） 議会側が、課題意識を持って市民に分かりやすい答弁を引き出すような質疑の仕方が求められている。	議会審議における可否判断に係る情報は十分に要求できていると思われるが、各号に掲げる事項を念頭に置きながら、より効果的な政策に繋がるよう、積極的に詳細な資料、情報を求めていく。	B	無
	①	政策等の提案に至った経緯、理由及び背景				
	②	他の自治体の類似する政策と比較し、又は検討した内容				
	③	提案に至る過程における市民参画の有無及びその内容				
	④	朝倉市総合計画との整合性				
	⑤	関係法令及び条例等				
	⑥	財源措置及び将来にわたり要する経費の額				
第10条		（議決事件の拡大） 法第96条第2項の規定により定めることができる議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。	朝倉市議会の議決すべき事件を定める条例において、議決すべき事件を定めている。	今後も調査研究を継続していく。	A	無
第11条		（政策の形成及び提言） 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、市長その他の執行機関に対し、積極的に政策の立案及び提言を行うものとする。	一般質問においては、政策提言が大いに行われているが、条例制定、修正、決議等、執行部に対する積極的な政策立案がなされていないことについては課題と認識している。	議会の権限として積極的に議案の修正、決議、提案等が行えるような姿勢が明確になるように意識付けを行い、勉強会等を通して知識を深めていく。	B	無
第12条		（議員間の自由討議） 議員は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、積極的に議員相互間の自由討議に努めるものとする。	令和5年6月定例会及び令和6年9月定例会の総務文教常任委員会において、執行部退席のもと、議員間討議を行った。	委員長が自由討議の趣旨と議事整理を理解した上で委員会運営を図り、努めて議員相互間の自由討議を活用し、議論を尽くして合意形成に努める。	B	無
第13条		（政策研究会） 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対する共通認識及び合意形成を図り、もって議会による政策立案等を推進するため、研究会を開催することができる。	時折立ち上げの検討はなされるが、設置には至っていない。	議会の活性化を図り、政策提案能力を高めるための制度であり、全議員がこれを理解し、積極的に活用して調査研究を行っていく。	C	無
第14条		（議員の政治倫理） 議員は、市政が市民の厳粛な負託によるものであることを認識し、その負託に応えるため、政治倫理の確立と向上に努めなければならない。	朝倉市政治倫理条例の制定（平成18年3月20日）	市民全体の代表者として、一層高い政治倫理の確立に向けて継続的に取り組んでいる。	A	無
	2	議員の政治倫理については、別に条例で定める。	－	－	対象外	

条文		内容	取り組み状況、実績、課題等	評価、今後の対策等	評　価	改正の必要性
第15条		（議員定数） 議員の定数については、別に条例で定める。	平成18年3月の合併以降、議員定数の削減を状況に応じて行い、平成27年の議員選挙から定数18人として現在に至る。	－	対象外	無
	2	前項の議員定数を改定しようとするときは、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分考慮するとともに、類似団体の議員の定数及び当該団体の人口、面積、財政規模等との比較及び検討を行い、明確な改正理由を付して提案するものとする。	・平成19年5月～　41人(合併在任特例) →　22人 ・平成23年5月～　20人 ・平成27年5月～　18人	これまでも議員定数削減を行ってきた経緯がある中で、より多くの市民の意見を市政に反映するために必要な議員定数のあり方を考慮する必要があることから、慎重に議論を継続していく。	A	
第16条		（議員報酬等） 議員報酬等については、別に条例で定める。	－	－	対象外	無
	2	前項の議員報酬等を改定しようとするときは、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分考慮するとともに、専門的知見等を十分に活用して、類似団体の議員報酬等及び当該団体の人口、面積、財政規模等との比較及び検討を行い、明確な改正理由を付して提案するものとする。	議員定数については適宜全員協議会等で協議するものの、報酬等については、積極的な協議は行われていない。	市政の現状把握及び他市の状況と比較検討を行いながら、議員のなり手不足と多様な人材の議会への参画を促す観点から、費用弁償、政務活動費を含め、報酬のあり方を考える必要がある。	B	
第17条		（議員研修の充実強化） 議会は、議員の政策形成能力及び政策立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。	議長会主催の研修会への参加や、各常任委員会ごとの行政視察研修は行っているが、議会独自の研修は実施していない。	市が抱えている課題を捉えた研修や、政策立案に繋がる研修の実施に取り組む必要がある。それに伴う予算要求及びリモートを活用した先進自治体の視察や意見交換等も検討する。	B	無
第18条		（議会改革推進委員会） 議会改革に継続的に取り組むため、議会に議会改革推進委員会を設置する。	議会改革推進委員会を設置し、議会改革への取り組みのため、議会懇談会の開催やペーパーレス会議システム導入の検討のほか、議会基本条例の検証に着手している。	議会基本条例の検証結果や懇談会での市民からの意見等を踏まえ、今後も継続的に議会改革に取り組む。	A	無
第19条		（議会事務局の体制整備） 議会は、議会の政策立案等を補助する議会事務局の調査機能及び法務機能を充実し、及び強化するため、組織体制の整備を図るよう努めるものとする。	議長会主催の研修会等へ積極的に参加している。また、人員配置の充実が図られ、本会議、委員会審査に係る体制は機能している。	議会の活性化に向けた専門的知識の強化、政策立案、提言等について、さらなる資質向上に取り組む。	A	無
第20条		（議会図書室の充実） 議会は、議員の調査及び研究を支援し、並びに政策形成能力及び政策立案能力の向上を図るため、議会図書室の充実に努めるものとする。	議員が使えるような新しい図書の更新がなされておらず、インターネットの普及及びタブレットの配布等により、議会図書室があまり活用されていない。	新庁舎への移転と併せ、議会図書室の機能強化及び利用促進に向けた取り組みが必要。	C	無
第21条		（他の条例、規則等との関係） この条例は、議会の基本となる事項を定めるものであり、議会に関する他の条例、規則等の制定及び改廃並びに運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重するものとする。	議会改選後に議会基本条例を含む「関係例規類集」を配布し、周知を図っている。	議会改選後に、議会基本条例に関する研修の実施を検討する。	B	無
第22条		（条例の検証及び見直し手続） 議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案の上、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。	議会基本条例の制定後、自然災害や感染症の影響もあり、これまで検証及び改正の実績がなく、今回の検証が初めての試みとなっている。	今後も2年間ごとを目途に議会改革推進委員会において議会基本条例の検証を行う。	B	無
	2	議会は、前項の規定による検証の結果に応じて適切な措置を講ずるものとする。	―	検証結果に応じて、今後のあるべき姿を設定し、議会活動の更なる活性化に繋げる。	B	
第23条		（その他） この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。	―	―	対象外	無